

宜野湾市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年7月6日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和5年6月1日から令和5年7月6日

2 監査の対象

上下水道局 ・企画総務課 ・業務サービス課
・水道施設課 ・下水道施設課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・令和4年度契約関係文書
- ・補助金関係文書
- ・備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○ 総務企画課

項 目	指 摘 事 項
上下水道局庁舎空調機 保守点検業務について	市上下水道事業契約事務規程第22条に定める限度額を超えているにも関わらず随意契約で締結している。適正な事務処理に努められたい。
電磁式メーター（Φ 100mm）購入について	市上下水道事業契約事務規程第22条に定める限度額を超えているにも関わらず随意契約で締結している。適正な事務処理に努められたい。

○ 業務サービス課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○ 水道施設課

項 目	指 摘 事 項
ソフトウェア購入につ いて	当該契約について、約款に定められた通知がなされていない。適正な事務処理に努められたい。

○ 下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし